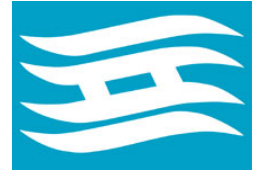


兵庫県公報

平成22年10月1日 金曜日 第2223号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

告 示	ページ
○ 土地改良区役員の退任及び就任の届出（農地整備課）	1
○ 土地改良区の解散認可（同）	2
○ 県営土地改良事業計画の決定及び関係書類の縦覧（同）	2
○ 騒音規制法の規定に基づく規制地域の区域の区分の変更（大気課）	3
○ 振動規制法の規定に基づく規制地域の区域の区分の変更（同）	3
○ 瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく特定施設の設置許可申請の概要（水質課）	3
○ 公共測量を実施する旨の通知（契約管理課）	4
○ 同 上（同）	4
○ 道路の区域の変更及び供用開始（道路保全課）	5
○ 同 上（同）	5
○ 都市計画の決定の図書の写しの縦覧（都市計画課）	5
○ 都市計画の変更の図書の写しの縦覧（同）	6
○ 土地区画整理組合の理事の氏名等の届出（市街地整備課）	6
公 告	
○ 県有地の一般競争入札による売払い（管財課）	6
病院局公告	
○ 入札公告（県立姫路循環器病センター）	8

告 示

兵庫県告示第994号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の退任の届出があった。

平成22年10月1日

兵庫県知事 井戸敏三

1 道場堰土地改良区

退任役員

役員の区分	氏名	住 所
理 事	清水 豊	豊岡市日高町水上56番地の5

2 西有年土地改良区

退任役員

役員の区分	氏名	住 所
理 事	安本 博美	赤穂市西有年676番地の1
同	本田 勝一	同 市西有年1194番地
同	桑原 良弘	同 市西有年2264番地
同	三村 正彦	同 市西有年1590番地の3
同	藤原 稔	同 市西有年3010番地の86の8
同	東田 吉明	同 市西有年3011番地の21の58
同	河本 佳史	同 市西有年1785番地
同	田 渕 幸弘	同 市西有年1338番地
同	田 渕 清昭	同 市西有年1145番地の1
同	安本 正樹	同 市西有年998番地
同	原 田 克巳	同 市西有年1244番地の1

同	西川久夫	同	市西有年200番地の1
同	宮本辰男	同	市西有年185番地
同	寺内則康	同	市西有年2207番地
同	山本利廣	同	市西有年2927番地の1
同	小林修	同	市西有年2802番地
監事	佐藤和政	同	市西有年3015番地の49の2
同	木村宗夫	同	市西有年2717番地

就任役員

役員の区分

理事

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

監事

同

氏名

本田勝一

藪林清

田淵正和

東田紀夫

富山隆史

増井英行

安本正樹

安井敬明

松本義昭

大野利幸

内海武

宮脇信安

寺内恒彦

陰山登喜博

上山勝巳

桑原一憲

大池信幸

小林修

住所

赤穂市西有年1194番地

同 市西有年1605番地

同 市西有年1127番地

同 市西有年3011番地の21の29

同 市西有年3011番地の21の35

同 市西有年1510番地

同 市西有年998番地

同 市西有年1364番地

同 市西有年450番地

同 市西有年1238番地の1

同 市西有年75番地

同 市西有年2120番地の34

同 市西有年2120番地の7

同 市西有年2231番地

同 市西有年2732番地

同 市西有年2698番地

同 市西有年830番地

同 市西有年2802番地

兵庫県告示第995号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第67条第2項の規定により、次の土地改良区の解散を認可した。

平成22年10月1日

兵庫県知事 井戸敏三

土地改良区の名称	認可年月日
小野西土地改良区	平成22年9月10日

兵庫県告示第996号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、次の県営土地改良事業を行うため、土地改良事業計画を平成22年9月13日に定めたので、土地改良事業計画書の写しを縦覧に供する。

この計画について不服がある場合には、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、兵庫県知事に対して異議申立てをすることができる。

さらに、当該異議申立てに係る決定書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、神戸地方裁判所に対し、兵庫県を被告として、当該決定の取消しの訴えを提起することができる。

なお、この処分については、同法同条第10項の定めにより、この処分についての異議申立てに係る決定に対してのみ取消しの訴えを提起することができる。

平成22年10月1日

兵庫県知事 井戸敏三

事 業 名	地 区 名	縦覧の期間	縦覧の場所
ため池等整備事業（一般） ため池整備工事 小規模	宿原大池地区	平成22年10月1日から 同 月21日まで	三木市役所



兵庫県告示第997号

昭和44年兵庫県告示第448号の3（騒音規制法の規定に基づく規制地域の指定及び区域の区分）で指定した地域のうち、洲本市、たつの市、三木市、高砂市、川西市、小野市、三田市、淡路市及び播磨町に係る区域の区分の詳細を変更したので告示する。

その関係図面は、兵庫県農政環境部環境管理局大気課並びに関係市役所及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。

平成22年10月1日

兵庫県知事 井 戸 敏 三



兵庫県告示第998号

昭和52年兵庫県告示第2265号の2（振動規制法の規定に基づく規制地域の指定及び区域の区分）で指定した地域のうち、洲本市、たつの市、三木市、高砂市、川西市、小野市、三田市、淡路市及び播磨町に係る区域の区分の詳細を変更したので告示する。

その関係図面は、兵庫県農政環境部環境管理局大気課並びに関係市役所及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。

平成22年10月1日

兵庫県知事 井 戸 敏 三



兵庫県告示第999号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第5条第1項の規定により許可申請があった特定施設の設置の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成22年10月1日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 申請の概要

- (1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに代表者又は代理人の氏名
住友電気工業株式会社伊丹製作所
伊丹市昆陽北1丁目1番1号
所長 島 田 哲 成
- (2) 工場又は事業場の名称及び所在地
住友電気工業株式会社伊丹製作所
伊丹市昆陽北1丁目1番1号
- (3) 特定施設に関する事項

種	類	65号 酸又はアルカリによる表面処理施設
能	力	基板12枚／日
工 事 着 手 予 定 年 月 日		許可後
工 事 完 成 予 定 年 月 日		着手後7日

使用開始予定年月日		完成後	
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間		8時30分～17時30分 9時間	
使用時間の季節的変動の概要		なし	
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値	区 分	通常	最大
	水素イオン濃度 (水素指数)	11～12	12
	生物化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	10以下	10
	化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	12,000以下	12,000
	浮遊物質 (単位 mg/L)	150以下	150
	窒素含有量 (単位 mg/L)	1,000以下	1,000
	りん含有量 (単位 mg/L)	0.5以下	0.5
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (単位 mg/L)	10以下	10
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の量 (単位 m ³ /日)		0.004	0.004

備考 汚水等の処理は外部業者に委託するため、排出水の汚染状態及び量並びに汚濁負荷量に増減はない。

2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期間 平成22年10月1日から同月22日まで
- (2) 場所 兵庫県農政環境部環境管理局水質課及び伊丹市市民部環境保全課



兵庫県告示第1000号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、近畿地方整備局兵庫国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成22年10月1日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 作業種類
公共測量(2級基準点設置)
- 2 作業期間
平成22年9月10日から同月30日まで
- 3 作業地域
洲本市塩屋2丁目地内



兵庫県告示第1001号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、川西市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成22年10月1日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 作業種類
公共測量(土地区画整理事業の基準点測量及び水準測量)
- 2 作業期間

平成22年9月1日から平成23年3月31日まで

3 作業地域

川西市火打一丁目及び中央町の一部地域



兵庫県告示第1002号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成22年10月3日から供用を開始する。

その関係図面は、平成22年10月1日から2週間、東播磨県民局加古川土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成22年10月1日

兵庫県知事 井戸敏三

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
県道 有瀬大蔵線	明石市東野町1925番1から 同 市大蔵町2373番1まで	旧	7.0から 29.0まで	477.0	
		新	7.0から 29.0まで 11.0から 52.0まで	477.0 536.0	一部 予定地



兵庫県告示第1003号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成22年10月1日から供用を開始する。

その関係図面は、平成22年10月1日から2週間、東播磨県民局加古川土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成22年10月1日

兵庫県知事 井戸敏三

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
県道 別府平岡線	加古郡播磨町宮西1丁目1194番9から 同 郡同 町北本荘5丁目1191番1まで	旧	3.0から 5.0まで	60.0	
		新	3.0から 5.0まで 5.0から 7.0まで	60.0 73.0	



兵庫県告示第1004号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第1項の規定により、次の都市計画の決定に係る図書の写しの送付を受けたので、同条第2項の規定により、当該図書の写しを兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課において縦覧に供する。

平成22年10月1日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

市町の名称	都市計画の種類	都市計画の名称
神戸市	神戸国際港都建設計画地区計画	深江駅南地区地区計画
同市	同上	潤和山の手台地区地区計画
尼崎市	阪神間都市計画地区計画	武庫之荘5丁目地区地区計画
芦屋市	阪神間都市計画（芦屋国際文化住宅都市建設計画）地区計画	月若町地区地区計画
川西市	阪神間都市計画土地区画整理促進区域	中央北地区土地区画整理促進区域
同市	阪神間都市計画通路	1号せせらぎ遊歩道北線
同市	阪神間都市計画土地区画整理事業	中央北地区土地区画整理事業



兵庫県告示第1005号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、次の都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、当該図書の写しを兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課において縦覧に供する。

平成22年10月1日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

市町の名称	都市計画の種類	都市計画の名称
神戸市	神戸国際港都建設計画用途地域	
同市	神戸国際港都建設計画高度地区	
同市	神戸国際港都建設計画道路	3.6.32号本山駅北口線ほか1路線
尼崎市	阪神間都市計画地区計画	戸ノ内町北地区地区計画
芦屋市	阪神間都市計画（芦屋国際文化住宅都市建設計画）地区計画	南芦屋浜地区地区計画
川西市	阪神間都市計画住宅街区整備促進区域	中央北地区住宅街区整備促進区域
同市	阪神間都市計画道路	3.5.913号小花滝山線ほか2路線
同市	阪神間都市計画公園	3.3.706号中央公園
同市	阪神間都市計画地区計画	中央地区地区計画



兵庫県告示第1006号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第29条第1項の規定により、稲美町国安土地区画整理組合から次のとおり理事の氏名等の届出があった。

平成22年10月1日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

氏 名 住 所
 退任理事 玉 田 光 男 加古郡稲美町国安132番地の2

公 告

県有地の一般競争入札による売払い

県有地を一般競争入札により売り払うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定により、次のとおり公告する。

平成22年10月1日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 入札に付する県有地
売払物件

物件 番号	所 在 地	敷地面積 (㎡)	地目	延床面積 (㎡)	構造等
30	神戸市垂水区神陵台五丁目190番	9,568.34	宅地	5,466.26	・鉄筋コンクリート造・陸 屋根・5階建 5棟 ・コンクリートブロック 造・陸屋根・平家建 1棟 など
31	明石市北王子町262番1ほか	2,179.83	宅地	—	—

2 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる者以外の者であること。

- (1) 成年被後見人
- (2) 民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第3項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法（明治29年法律第89号）第11条に規定する準禁治産者
- (3) 被保佐人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
- (4) 民法第17条第1項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
- (5) 営業の許可を受けていない未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
- (6) 破産者で復権を得ない者
- (7) 兵庫県における不動産の売却に係る契約手続において次の事項に該当すると認められる者で、その事実があった後、2年間を経過しない者
その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。
ア 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
イ 落札者が契約を締結すること又は契約の相手方が契約を履行することを妨げた者
ウ 正当な理由がなく契約を履行しなかった者
エ アからウのいずれかに該当する事実があった後2年間を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- (8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号から第6号に該当する者
- (9) 売払物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用に供しようとする者
- (10) 破壊活動防止法（昭和27年法律第240号）に基づくところの破壊的団体及び当該団体の役員若しくは構成員

3 契約条項を示す場所

神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
兵庫県企画県民部管理局管財課財産管理室

4 入札参加申込用紙の配布場所及び配布期間並びに申込場所及び申込期間

- (1) 配布場所及び申込場所
神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
兵庫県企画県民部管理局管財課財産管理室
- (2) 配布期間及び申込期間
平成22年10月1日（金）から同月25日（月）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時から午後5時まで

5 内覧の実施

- (1) 場所
物件所在地（現地）

- (2) 日時
物件番号30
平成22年10月19日（火）午前10時から正午まで
- 6 入札の場所及び日時
- (1) 物件番号30及び31
- ア 場所
神戸市中央区下山手通五丁目10番1号
兵庫県庁内会議室（詳細は、入札参加申込者に別途連絡する。）
- イ 日時
平成22年10月28日（木） 午前11時から
- 7 入札保証金
- (1) 入札保証金の額は、入札金額の100分の5以上の額とする。
- (2) 入札保証金は、入札する前に金融機関から指定口座へ振り込むこと。
- 8 入札に関する条件
- (1) 入札書を所定の日時までに提出していること。
- (2) 所定の額の入札保証金が納付されていること。
- (3) 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札又はこれらの者がさらに他の者を代理してした入札でないこと。
- (4) 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。
- (5) 入札書に入札金額、入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。
- (6) 代理人が入札をする場合は、委任状を提出すること。
- (7) 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。
- (8) 再度入札に参加することができる者は、初度の入札に参加した者のうち当該入札が無効とされなかった者であること。
- 9 入札の無効
入札参加資格がない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
- 10 入札についての照会先
兵庫県企画県民部管理局管財課財産管理室
電話 (078) 341-7711 内線 2550・2551

病 院 局 公 告

入札公告

下記の工事について制限付き一般競争入札（事後審査型）に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定により、次のとおり公告する。

平成22年10月1日

兵庫県病院事業 契約担当者

兵庫県立姫路循環器病センター院長 梶谷定志

- 1 入札に付する事項
- (1) 工事名
本館非常用自家発電機改修工事
- (2) 工事場所
姫路市西庄甲520
- (3) 工事概要
工種 電気工事
横軸回転界磁形同期発電機 1基
- (4) 施工期間
着工の日から平成23年3月25日（金）まで
- (5) 最低制限価格
有
- (6) 低入札調査基準価格及び調査最低制限価格

無

(7) 入札方式

制限付き一般競争入札（事後審査型）（価格競争）

(8) 契約締結予定日

平成22年11月上旬予定

(9) 支払条件

ア 前払金 有

イ 部分払 無

2 応募方法

単独企業による。

3 入札参加資格

財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第81条の3に定める工事契約に係る入札参加資格者名簿に登録されている者で、次に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

(1) 資格要件

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4の規定に基づく兵庫県の入札参加資格制限基準による入札参加の資格制限（以下「入札参加資格制限」という。）に該当しないこと。

イ 建設業法（昭和24年法律第100号）の規定による電気工事業に係る許可を有すること。

ウ 兵庫県の競争入札参加資格の工種が電気工事であること。

エ 建設業法の規定による総合評定値通知書の有効期間が契約締結予定日までであること。

オ 兵庫県内に建設業の許可を受けた主たる営業所を有する者であって、平成22年度兵庫県建設工事に係る入札参加資格者名簿の電気工事においてA及びBの等級に格付けされていること。

カ 平成5年度以降に、元請（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20パーセント以上の場合のものに限る。）として、稼働中の病院において自家発電設備（150KVA以上）改修工事の施工実績があること。

キ 兵庫県の指名停止基準に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）を受けていないこと。

ク 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て（旧会社更生法（昭和27年法律第172号）に基づくものを含む。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと（ただし、それぞれの申立てに係る開始の決定がなされている者については、契約担当者が経営状況等を勘案して入札参加資格を認めることができる。）。

ケ 本工事に係る設計業務等の受託者でなく、また、次の(イ)又は(ウ)に該当しないこと。

(7) 本工事に係る設計業務等の受託者 株式会社 小野設計

(イ) 当該受託者の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資総額の100分の50を超える出資をしている者

(ウ) 代表権を有する役員が、当該受託者の代表権を有する役員を兼ねている者

コ 兵庫県発注の電気工事に係る低入札価格調査工事を6(1)の提出期限の日（確認基準日）までに完了しない者は、電気工事における資格格付要領第4条の規定による平均工事成績点が65点以上であること。

(2) 配置予定技術者の要件

ア 次に掲げる基準を満たす建設業法の規定による主任技術者又は監理技術者を適正に配置できること。

(7) 原則として、建設業法に規定する営業所における専任技術者でないこと。

(イ) 入札参加申込者と直接かつ恒常的な雇用関係（原則として、入札参加申込日以前に3箇月以上の雇用関係）があること。

イ 同一の技術者を重複して複数の工事の配置予定技術者とする場合において、他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができなくなったときは、入札してはならず、入札参加申込みをした者は直ちに当該申込みの取下げ又は入札の辞退を行うこと。

ウ 落札者は、提出した資料に記載した配置予定技術者を、当該工事現場に配置すること。

なお、病休、死亡、退職等の極めて特別な場合を除いて、契約期間中は、当該配置予定技術者を変更することは認めない。

4 契約条項を示す期間及び場所

建設工事請負契約書等については、次のとおり閲覧に供する。

- (1) 閲覧期間
平成22年10月1日（金）から同月25日（月）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）
午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）
 - (2) 閲覧場所（公告事務を担当する部局）
〒670-0981 姫路市西庄甲520
県立姫路循環器病センター総務部経理課
電話番号（079）293-3131
- 5 入札参加資格確認資料の交付
- (1) 交付期間
平成22年10月1日（金）から同月12日（火）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）
午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）
 - (2) 交付場所
上記4(2)に同じ。
 - (3) 交付方法
無償で配布する。ただし、設計図書については、設計図書貸与申込書を提出した翌日から起算して4日以内に貸与する。
なお、貸与した設計図書については、入札後速やかに返却すること。
- 6 入札参加の手続
- 本工事の入札参加を希望する者は、入札参加申込書及び設計図書貸与申込書（以下「申込書等」という。）を次に定めるところに持参により提出すること。
- (1) 提出期間
平成22年10月1日（金）から同月12日（火）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）
午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）
 - (2) 提出場所
上記4(2)に同じ。
 - (3) 提出部数
1部
 - (4) 提出資料等
ア 制限付き一般競争入札（事後審査型）入札参加申込書（様式2号の2）
イ 設計図書貸与申込書（様式9号）
 - (5) その他
ア 申込書等の作成及び提出に要する費用は、入札参加申込者の負担とする。
イ 提出された申込書等は、入札参加者の確認以外に入札参加申込者に無断で使用しない。
ウ 提出された申込書等は、返却しない。
エ 入札参加申込期限日以降は、原則として申込書等の差替え及び再提出は認めない。
- 7 設計図書に対する質問
- (1) 設計図書に対する質問
設計図書に対する質問がある場合は、次に従い書面（様式は任意）により提出すること。
ア 提出期間
平成22年10月4日（月）から同月14日（木）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）
午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）
イ 提出場所
上記4(2)に同じ。
 - (2) 回答書の閲覧
ア 閲覧期間
平成22年10月19日（火）から同月25日（月）まで（土曜日及び日曜日を除く。）
午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）
イ 閲覧場所
上記4(2)に同じ。
- 8 入札手続等

- (1) 入札及び開札の日時
平成22年10月26日（火）午前10時
- (2) 入札及び開札の場所
姫路市西庄甲520
県立姫路循環器病センター 新館 5階 中会議室
- (3) 入札の方法
上記(1)の日時に、上記(2)の場所へ直接入札書を提出すること。
- (4) 入札保証金
入札保証金は、免除する。
- (5) 入札に関する条件
 - ア 入札書が所定の場所に所定の日時までには到達していること。
 - イ 入札者又はその代理人が本工事の入札について2通以上した入札でないこと。
 - ウ 本工事の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。
 - エ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。
 - オ 入札書に入札金額、入札者の記名及び押印があり、これらと入札内容が分明であること。
 - カ 入札金額は、特に指示したとき以外は、契約対象となる1件ごとの総価格とすること。
なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。ただし、特に指示したときは、この限りではない。
 - キ 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。
 - ク 代理人が入札をする場合は、入札する前に契約担当者あての委任状を提出すること。
 - ケ 第1回目の入札に際し、第1回目の入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書（設計図書に示す様式）を提出すること。
 - コ 入札の執行回数は2回を限度とし、初度の入札において落札候補者がいない場合は、直ちに再度の入札を行う。
なお、落札候補者がいる場合であって、下記9において、すべての落札候補者について入札参加資格がないとしたときは、日を改めて再度の入札を行う。
 - サ 再度の入札に参加できる者は、次のいずれかの条件を具備した者であること。
 - (イ) 初度の入札に参加して有効な入札をした者（最低制限価格が設けられたときは、初度の入札において、当該価格に達しない価格で入札した者を除く。）
 - (ロ) 初度の入札において上記アからキまでの条件に違反し無効となった入札者のうちア、ウ又はエに違反し無効となった者以外の者
- (6) 無効とする入札
 - ア 本公告に示した入札参加資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
 - イ 開札時において入札参加資格のない者のした入札は、入札参加資格があることを確認された者のした入札であっても、無効とする。
 - ウ 申込書等に虚偽の記載をした者のした入札は、無効とする。
- (7) 入札に際しての注意事項
 - ア 関係法令を遵守し、信義誠実の原則を守り、いやしくも県民の信頼を失うことのないよう努めること。
 - イ 不正、その他の理由により、競争の実益がないと契約担当者が認めるときは、入札を取り消すことがあり、天変地異等のやむを得ない事由が生じたときは、入札の執行を中止することがある。
なお、これらの場合における損害は、入札参加者の負担とする。
 - ウ 入札金額は、アラビア数字を用いて記載すること。
 - エ 工事費内訳書は参考図書として提出を求めるものであり、その内容が入札金額、契約金額等を拘束するものではない。ただし、提出された工事費内訳書の内容等について、入札執行職員が説明を求めることがあるので、内訳明細を必ず入札会場に持参すること。
なお、工事費内訳書の提出方法は、以下によること。

- (7) 持参による場合
工事名及び入札参加者名を記載して、工事費内訳書在中と朱書した封筒に封入する。
- (4) 郵送による場合
配達記録が残る書留郵便等によるものとし、持参による場合と同様に工事費内訳書を封入した封筒をさらに郵送用の外封筒に封入し、外封筒には入札参加者名及び入札公告に示す提出先の部局・課室名を明示する。
- オ 建設業退職金共済制度掛金相当額が諸経費の中に積算されているので、入札金額にこれを含めて見積もること。
なお、同制度の対象労働者を雇用しているにもかかわらず同制度に加入していない者は、速やかに同制度に加入すること。
- カ 入札書は、記名押印の上封筒に入れ、封筒には入札書と表記し、あて名及び工事名に併せて、入札参加者が法人であるときは名称及び代表者名を、個人であるときは商号及び氏名を記載すること。
- キ 入札書は、上記8(1)の日時に、上記8(2)の場所で、入札執行職員の指示に従って入札書(封書)を入札箱に直接投入すること。
- ク 入札書(封書)を投函した後においては、入札書を書き換え、引き替え、又は撤回することはできない。
- ケ 入札を希望しない者は、入札辞退届を提出して入札を辞退することができる。
- 9 落札候補者の決定方法及び入札参加資格確認資料の提出
- (1) 病院局会計規程(平成14年兵庫県病院局管理規程第17号)第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうちから、落札候補者を決定する。
- (2) 落札候補者として入札執行者から入札資格確認資料の提出を求められた場合は、提出を指示された日から2日以内(兵庫県の休日を含め定める条例に定める県の休日を除く。)に提出すること。
- ア 提出部数
1部
- イ 提出資料等
- (7) 配置予定技術者の資格
入札参加資格があることを判断できる配置予定技術者の資格を様式6号に記載すること。
なお、記載件数は技術者3名以内とし、資格証明書等の写しを添付すること。
- (4) 建設業の許可及び経営事項審査結果
入札参加資格があることを判断できる建設業の許可状況等を様式7号に記載するとともに、次に掲げる書類を添付すること。
- a 建設業の許可
許可に係る通知書の写し
- b 経営事項審査結果
建設業法第27条の29の規定による総合評定値通知書の写し
- ウ 提出方法
上記4(2)の場所に持参する。
- エ 資料の作成及び提出に要する費用は、資料の提出を求められた者の負担とする。
- オ 提出された資料は、入札参加資格の確認以外に資料の提出を求められた者に無断で使用しない。
- カ 提出された資料は返却しない。
- キ 資料を提出した結果、入札参加資格がないと認められたものは、別に定める期限までに、契約担当者に対して、その理由について書面(様式は任意)を持参(郵送又は電送によるものは受け付けない。)し、説明を求めることができる。
- ク 入札参加資格確認資料の提出を求められた者が資料を上記(2)の提出期間内に提出しないとき、又は入札執行者の指示に応じないときは、その者のした入札は入札参加資格がない者のした入札とみなし、無効とする。
- 10 落札者の決定方法
- (1) 落札候補者のうち、入札参加資格があると認められた者を落札者とする。ただし、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約することが公正な取引の秩序を乱すおそれがある著しく不相当であると認めるときは、その者を落札者としなことが

ある。

- (2) 最低制限価格を設けた場合は、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。
- (3) 落札候補となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、くじ引きを実施して落札者を決定する。この場合において、くじを引くことを辞退することはできない。
なお、落札となるべき同価の入札をした者のうちくじを引かない者があるときは、当該入札事務に関係のない職員が代わってくじを引くことにより落札者を決定する。

11 契約の締結

- (1) 落札決定の日から7日以内に、県立姫路循環器病センターが作成した建設工事請負契約書により契約を締結する。
- (2) 落札決定後契約締結までの間に、落札者が入札参加資格制限に該当した場合又は指名停止を受けた場合は、契約を締結しない。

12 契約保証金

落札者は、契約の締結までに、契約金額（消費税及び地方消費税の額を加算した金額）の10分の1以上の契約保証金を納付すること。ただし、次のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部を納める必要はない。

- (1) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供があったとき。
- (2) 債務不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行、兵庫県が確実と認める金融機関又は公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）に基づき登録を受けた保証事業会社の保証があったとき。
- (3) 債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証があったとき。
- (4) 兵庫県（県立姫路循環器病センター）を被保険者とした債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結があったとき。

13 その他

- (1) 契約を締結した者は、当該工事の施工に必要な枚数の建設業退職金共済証紙を購入し、契約締結後1箇月以内に、同証紙購入の際に金融機関が発行する発注者用掛金収納書を契約担当者に提出すること。
- (2) 工事の施工に当たっては、建設業法に規定するところにより主任技術者又は監理技術者を適正に配置すること（工事現場ごとに専任の者でなければならない場合には、特に注意すること。）。
- (3) 契約手続において使用する言語は日本語とし、通貨は日本国通貨とする。
- (4) 入札参加申込者数及び入札参加申込者名は、入札執行後まで公表しない。